

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 喜々津 英 世

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成28年12月12日～16日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
61	長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	賛成多数 可決
62	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例	全会一致 可決
64	長与町表彰条例の一部を改正する条例	全会一致 否決
65	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
66	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
68	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
69	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
70	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
72	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決

議案番号	件名	結果
73	上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
74	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
75	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
76	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
77	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
78	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
79	長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
80	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
81	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
82	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
85	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
86	長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
87	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
89	平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）	全会一致 可決
93	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決

はじめに

総務文教常任委員会の議案審査に当たっては、本会議で提案された議案のうち、一般会計補正予算（第4号）を除いて、所管が同じ議案については一括して議案の説明を受け、質疑及び討論並びに採決は議案ごとに行う方法をとった。

今回の委員長報告の主な質疑については、一括して報告することとした。

議案第61号 長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第62号 長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例

審査日	平成28年12月12日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	久保平企画財政部長、荒木政策企画課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

本町と長崎市との間で、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議を進めるにあたり、議会の議決が必要であるため提案したもので、協約は国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に準拠したものになっている。

連携中枢都市圏構想は、人口の減少、少子化、高齢化が進む中であって、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的としている。連携する取組は

- 1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組・・・・・・・・・・4つの政策分野
- 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組・・・・・・・・・・3つの政策分野
- 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組・・・・3つの政策分野

で、24の取組内容が示された。

財政措置については、普通交付税については中枢都市である長崎市が対象で1億6,500万円措置される。特別交付税については長崎市に1億円、本町に1,500万円を上限に措置されることになっている。

この連携協約は、議会の議決が得られれば12月末をめどに連携協約を締結し、来年3月には連携中枢都市圏ビジョンについて議会に示せるよう、年明けにもパブリックコメントを実施する予定で、28年度中のビジョン策定を目指している。

以上のような内容であった。

【主な質疑】

質疑：連携協約の取組内容を読んでも長与町にどれだけのメリットがあるか分からない。交付税も通達では圏域全体を見込んで使えるとのことだが、長崎市に協力するばかりではなく町としてもしっかり提言をしていく必要があるかどうか。

答弁：国の交付金の採択では苦労したが、今後は地域間連携の取組が重要視されてくる。長崎市とは従来から経済圏、生活圏が強固に一体化されているが、新たな取組としてファミリー

サポートセンターの共同利用、農業ヘルパーの育成及び斡旋、合同企業面談会の実施、特産品の共同PR、婚活支援など効果的な取組を実施していく。

質疑：この構想では、普通交付税及び特別交付税など国からの財政措置があるが、これは協約締結時のみか、毎年交付されるものなのか。

答弁：普通交付税の1億6,500万円は、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化のため長崎市に毎年交付される。特別交付税も1市2町圏域分として、長崎市に1億円、各町に1,500万円を上限として、事業を実施した場合に毎年度交付される。また、外部人材の登用は700万円を上限に3年間、病診連携等に800万円が1市2町に交付される。

質疑：第4条の費用分担については、甲・乙協議して別に定めるとなっている。どういうものが負担として出てくるのか。

答弁：別表に掲げる取組を推進する上では、一定の負担は出てくる。MICEの誘致・建設、観光客船の埠頭の整備などは長崎市が負担し、本町の負担はない。しかし、この事業を町内の企業及び住民に周知するための経費は、本町が負担することになる。

質疑：第6条で失効が明文化されているが、連携協約は一方的に破棄ができるという意味か。

答弁：連携協約を廃止したいが合意が得られないとき、議会の議決を経て失効を求めることができる内容で、相手方の意思にかかわらず、失効を求める通告があった日から2年経過後に連携協約が失効することになる。

主な質疑は以上のとおり。

議案第61号は、慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第62号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第64号 長与町表彰条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日～15日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員				

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、表彰方法における適正水準の見直しとともに所要の改正を行うもので、第3条は特別職となった教育長の規定を加え、第8条は1号から4号までを削除、第9条は表彰の具申を執行機関の長に改め、第11条は表彰の免除から欠格事項に関する規定に改め、併せて条文の整理を行うもの。

なお、審査の過程で第9条表彰の具申については異論が続出したことから、執行側の申し入れにより議会運営委員会及び本会議の議決を経て、「執行機関の長」から「各課長は、その所管する事務に関し」とする訂正議案が提出された。

【主な質疑】

質疑：第9条の「自治会長、学校長及び各種機関の長」を「執行機関の長」に改めるとのことだが、本会議の説明では「執行機関の長というのは各所管の課長」と言われたが法的根拠はあるのか。

答弁：本会議で所管課長と説明したのは、自治会なら地域安全課、老人会なら福祉課など、内容に精通した所管課が具申された内容を基に総務課でとりまとめているため。

質疑：町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会などが執行機関と言われている。町長が町長に具申することになる。表彰の具申の実務は所管課長が行うかもしれないが、それを理由に各課長を執行機関の長とするのは違うのではないか。

答弁：本会議では事務手続きまで入り込んで発言をしていた。執行機関の長の解釈は指摘のとおりである。

質疑：「自治会長、学校長及び各種機関の長」が表彰に値するものを具申するという現行のシステムは民主的で良かったが、改正する理由は何か。

答弁：現在、総務課から自治会など各組織に直接照会をしているが、表彰審議専門委員会において委員から「各組織を所管する課から照会するが良いのでは」と提言があった。

質疑：第9条は疑義が出ている。この対応についてはどう考えているか。

答弁：意見を聴くと確かに9条の「執行機関の長」は引っかけがあるものがある。訂正または取下げなど選択肢があると思われるので、庁舎内で検討し、理事者とも協議をしたい。

質疑：第8条の1号から4号が削除されている。理由は何か。

答弁：条例で定めていた記念金品の額については、近隣市町を見ると社会状況において変わってきている。このため条例ではなく施行規則等で定めることにした。

質疑：第11条は「表彰の免除」が「欠格事項」となり、条文も表彰を行わないものを明文化していたが、「町民感情にそぐわない者」と分かりにくい表現になっている。理由は何か。

答弁：他市町の状況を見ながら、この表記に改めた。

質疑：「町民感情にそぐわない者」とは、恣意的な運用、選別につながる恐れがある。誰が判断するのかを明確にするため、11条に「表彰審議専門委員会において町民感情にそぐわないと判断された者」を加える考えはないか。

答弁：表彰審議専門委員会が諮問機関であることから、規則に入れることでカバーしたい。

【13日の本会議で訂正議案が示されたことを受けての質疑】

【訂正理由・内容】

第9条は、総務文教常任委員会の審査の中で、執行機関の長は、町においては町長であり、説明していた所管課長という意味とは隔たりがあるという意見を受け、「執行機関の長」を「各課長は、その所管する事務に関し」に改めるもの。

第11条の「町民感情にそぐわない者」を入れた経緯については、町長が不相当と認める者だけでは、あたかも町長単独の意思で欠格事項を定める表現になってしまうことを考え、国、県、他市町で多くの例に倣い文言を改め、客観性を確保した。

【主な質疑】

質疑：各課長が実務を担うことは理解しているが、それを条例化することは別である。今回の訂正議案で課長が出てきたことは驚いている。適切ではないと思うがどうか。

答弁：他市町の例も参考にしたところ、各部課長及び各課長を使用している例が多かったため、提案の表記にした。

質疑：本会議で、執行機関の長は実務面では各課長ということであったが、今度は条例で各課長が明文化された。他市町の例はあったにしても、本町の条例との整合性も問われる。なぜ課長なのか。

答弁：表彰に該当する対象者がいた場合、課長の段階で間違いがないように判断して具申するということであり、矛盾はないと考えている。

質疑：この9条については、条例に記載していない市町が多い。削除しても良いのではと発言していたが、削除しなかった理由は何か。

答弁：削除して規則で定めることも考えたが、この条文を削除する理由も見当たらないことから訂正のみとしている。

主な質疑は以上のとおり。

自由討議の手法も取り入れ慎重に審査した結果、全会一致で否決すべきものと決した。

なお、質疑及び自由討議による論点・争点は次のとおり。

- ① 9条「自治会長、学校長及び各種機関の長は」の条文は、表彰対象者を選定する上で民主的手法であり、この条文は残すべきだ。
- ② 当初案は「執行機関の長」で提案されたが、町長が町長に表彰の具申をする制度になり、条例としては適切ではない。
- ③ 訂正議案は、課長に権限を与えることになる。各種機関への実務上は各課長が担っているとしても、各課長と定めることは他の条例との整合性に疑問がある。
- ④ 11条欠格事項の「町民感情にそぐわない者」の主旨は理解できたが、条例の施行規則に具体的内容を定める必要がある。
- ⑤ 前項以外にも施行規則の策定が必要である。

委員会で修正案も検討したが、特に9条では意見の一致を見ることはできなかった。平成29年度の町民表彰式典までには間があることから、十分な検討を促し、条例改正及び施行規則の策定を求める意味で、修正をせず否決することを決定した。

議案第65号 長与町職員定数条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員				

【提案理由・主な内容】

職員数については、現行定数の維持を念頭に、機構改革、行政改革に取り組みながら、住民サービスの質を維持しつつ、極力職員数を抑制することで、効率的な行政運営に努めている。

自治体業務の増加、時間外勤務の増加、有給休暇取得率の低下などもあり、総定数を11人増の240人とし、町長部局が9人増の181人、教育委員会が2人増の26人とするものであり、休職中の職員及び育児休業中の職員は、定数から除外するとしている。

【主な質疑】

質疑：時間外勤務の増加の実態はどうか。残業の多い部署、休みが取れない実態があるのか。

答弁：産業医の面談が必要な月45時間以上の残業の半年間の集計で、31人が毎月45時間を超えている。有給休暇の取得日数も27年度は7.8日と減少している。

質疑：職員定数から除外する職員の数はいくらか。

答弁：育児休業中の職員は11人。休職中が1人となっている。

質疑：業務の増加に伴い、人手が足りないとのことだが、どの部門に何人配置する計画か。

答弁：常に所管課長からは職員を増やしてくれとの要望があっている。そういった部門に配置したいが再任用との関係もある。しっかり見極めながら配置する予定である。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員				

【提案理由・主な内容】

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、長与町農地利用最適化推進委員が新設されたので、別表の農業委員会の部に長与町農地利用最適化推進委員を設け、報酬日額7,000円を加えるもの。

【主な質疑】

質疑：推進委員8名の年間の活動日数及び費用弁償予定額はいくらか。

答弁：活動日数は月に最大で3日程度を予定している。1人年間25万2千円、全体で201万6千円となる。

質疑：報酬額は類似団体等とほぼ同じなのか。

答弁：本町の各種委員の報酬日額と同じ。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- 議案第67号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第69号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、3議案とも国の特別職と同様に、人事院勧告に準じて引き上げるためのもので、第1条は期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、総支給割合を3.1月とするもので、附則は公布の日からとし、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。

第2条は期末手当の支給割合を6月は100分の145に、12月は100分の165に改めるもので、平成29年4月1日から施行する。

【主な質疑】

質疑：職員給与は、人事院勧告及び県の人事委員会に準じて改正する流れがあるが、特別職、特に町議会議員は連動していない。国家公務員の給与改定に準じて町議の期末手当を改定する背景は何か。

答弁：内閣総理大臣が0.1月上昇の改正に倣い、県知事や近隣自治体も同様の議案を上程している。種類の違いはあれ職員の給与と同じく生活の糧でもあり、余り差が広がらないように考えている。

質疑：第1条で0.1月分上げていながら、第2条では来年4月1日から6月をプラス0.5月に、12月はマイナス0.5月としている。総支給を3.1月分に調整するためと思うが、無理して改正しなくても良かったのではないか。

答弁：28年度は6月に支払いが済んでいることから、12月分は0.1月分を加算している。来年度は6月及び12月の支給割合は変わるが、総支給額は変わらない。

質疑：長与町の議員の期末手当は、時津町より0.1月分少ない。そのことを議論した結果の改正か。

答弁：時津町の状況は把握している。本町は県を参考に改正をしてきた。三役とも協議をする中で、上げなくても良いのではとの話も出たが、議員、三役とも0.1月分上げることにした。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、議案第67号、議案第68号、議案第69号ともに賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第70号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員				

【提案理由・主な内容】

平成28年8月8日の人事院勧告において、民間との給与格差是正のため、俸給表の水準を平均で0.2%引き上げ、さらに初任給を1,500円引き上げるもので、若年層についても同様の改定としている。長崎県の人事委員会も国の勧告に準じた内容の勧告を行っていることから、これらに準じて条例の改正を行うもの。主なものは、①勤勉手当の支給割合を0.1カ月引き上げ、期末そして勤勉手当の総支給割合が4.3月分となる

②配偶者にかかる手当額を、ほかの扶養親族にかかる手当額と同額まで減額し、子にかかる手当額を引き上げる。

③勤勉手当の6月と12月の支給割合を改めるもので、総支給割合は4.3月分に変更はない。

④附則では扶養手当に関する特例、職員の旅費支給条例の改正も定めている。

【主な質疑】

質疑：本町はラスパイレス指数が高いのではないかと思うが、人事院勧告が出た場合、高くても一切関係ないのか。

答弁：ラスパイレス指数は職員の年齢構成などが影響する。本町は適正な人事運営を行っている。国と比べて若干高くなっているところであるが、ラスパイレス指数が高いから人事院勧告に基づく改定ができないということではない。人事院勧告は尊重すべきと考えている。

質疑：今回の条例改正で給与・手当等を含め、この1年間でどの程度増額になるのか。

答弁：今回の改正に伴う増額分は、今回の補正予算に計上しているが、給料に関しては197万4千円、期末勤勉手当分が694万1千円、合計で891万5千円の増額となる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第93号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月12日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長、山本総務課長ほか関係職員				

【提案理由・主な内容】

職員の育児及び介護支援に資する環境整備を目的とした育児休業等の対象者の範囲の拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の新設など、地方公務員の育児休業等に関する法律など関連法の改正に伴い、国家公務員に準じて改正を行うもので、

- ①育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の介護期間中の子にまで拡大
- ②多様化する介護状況に柔軟に対応するため、6カ月の期間内において介護休暇を3回まで取得可能
- ③勤務時間の一部を1日につき2時間の範囲内において、勤務しないこととする介護時間の新設

が、主なもの。

【主な質疑】

質疑：今回の改正により介護休暇及び介護時間等を取得した場合、給与はどうなるのか。

答弁：無給となる。職員の給与に関する条例第14条の規定に基づいて計算した額を減額するが、共済組合から67%に当たる額が支給されることになる。

質疑：所定の勤務時間の中で、介護に充てるために2時間早退することが可能となるのか。

答弁：運用としてはそうなるが、職員の休暇制度は短期の介護休暇を別で定めており、年に5日取得可能となっている。これでの運用がほとんどだと思っている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

はじめに

町が所有する公共施設にかかる条例の一部を改正する条例の議案については、地域安全課所管の2議案と生涯学習課所管の11議案を一括して説明を受けた。質疑、討論、採決は議案ごとに実施した。但し、生涯学習課所管の11議案に対する討論は一括して実施した。

今回の改正は、町民は無料としていた使用料を有料とするもので、統一した考え方に基づくことから、委員長報告に当たっては、議案ごとではなく総括的な報告としている。

《生涯学習課所管》

議案第72号 長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第74号 長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第76号 長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号 長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第78号 長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号 長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第80号 長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第81号 長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

議案第82号 長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月13日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	帯田教育次長、山口生涯学習課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

議案第72号：町立3公民館の施設使用料については、町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区別し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半額にするもの。
(約154万円の増収)

議案第73号：上長与公民館憩の場(浴場)は、年間約900万円の管理費に対し、使用料収入は約110万円となっている。改定試算では現行使用料の約7倍の360円となるが、約2倍の使用料とし、新規に回数券を発行するもの。
(約119万円の増収)

議案第74号：使用者の範囲を町民以外の使用も可とし、使用料、使用料の減免、使用料の還付の規定を追加し、別表に使用料を定めるもの。
(約116万円の増収)

議案第75号：シーサイドストリートの起点である西側埋立地の多目的広場を長与シーサイドパークに含め、町民の使用料を現行の町外者使用料の半額と定めるもの。
(約202万円の増収)

議案第76号：町民の使用料を現行の町外者使用料の半額と定めた。また、武道館建設後の国土調査により住所変更があっていたため、併せて改正するもの。

(約39万円の増収)

議案第77号：小中学校の体育館、グラウンドの町民の使用料を現行の町外者使用料の半額と定め、別表の表記を学校ごとに改めるもの。

(約245万円の増収)

議案第78号：町民の使用料を、現行の町外者使用料及び艇庫艇置使用料の半額と定めるもの。

(約17万円の増収)

議案第79号：町民の使用料を、現行の町外者使用料の半額と定めるもの。(約78万円の増収)

議案第80号：町民の使用料を、現行の町外者使用料の半額と定めるもの。(約39万円の増収)

議案第81号：町民の使用料を、現行の町外者使用料の半額と定めるもの。(約52万円の増収)

議案第82号：町民の使用料を、現行の町外者使用料の半額と定めるもの。(約40万円の増収)

【主な質疑】

質疑：社会教育法の中では、この公民館の意義、役割は大きい。現在、受益者負担という流れが全国的にあることも承知しているが、そもそも論から言えば、無料で住民の利用に供する考えがあった。その点はどう思うか。

答弁：本会議でも触れたが、現在は利用されない住民も負担していることになる。負担の公平性からも利用者にも負担をお願いしたい。

質疑：コミュニティの活性化は第9次総合計画にも書かれている。使用料はそんなに高くはないが、活動を抑制する心理的作用が懸念されるがどうか。

答弁：活動の抑制が懸念されるというが、各施設の使用料負担は別問題だと考えている。活動を抑制するほどの使用料ではないと考えている。

質疑：館を利用する場合、備品類の使用もある。今回の改正で備品類の使用料はどうなるのか。

答弁：備品の使用料を課すことは町民の負担も大きくなる。今回は施設の使用料のみの負担を提案している。

質疑：長子連の球技大会の前に子供会で練習をする場合、使用料は減免対象となるのか。

答弁：小中学校施設を例にとると、学校管理以外の解放時間帯に使用する場合は、PTAや子供会に限らず有料となる。但し、PTA連合会の主催行事、長子連球技大会そのものは無料となる。

質疑：海洋スポーツ交流館の現行条例は、第7条で使用料の除外要件を規定しているが、今回の改正で削除している。第8条「使用料の減免」規定に基づき、条例施行規則の第8条では使用する行事ごとの減免率が規定されているが、ペーロン舟を艇庫に入れておく減免規定ではないのではないか。

答弁：条例施行規則第8条の第6項で、「前各号のほか、町長が特別の理由があると認めた場合(100分の100)」に該当すると考えている。

質疑：艇庫艇置使用料は、艇庫に舟を格納するためのものであり、町有財産である艇庫の占有料である。駐車場を例にとると屋根付きの駐車場であり料金もそれなりに高い。

条例施行規則は議会の議決事項ではないが、条例改正を機に見直すべきではないか。

答弁：色々な観点から研究してみたい。

主な質疑は以上のとおり。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号については慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

《地域安全課所管》

議案第85号 長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第86号 長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

使用料に係る条例の審査は、地域安全課所管から開始した。審査の冒頭、総務部長から、改定にかかる基本的考え方について次の説明があった。

本町が有する公共施設では、一部を除き町民の施設使用料は無料として取り扱ってきました。しかしながら、公共施設を利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内での行政サービスの対価として、利益にあった応分の負担、そしてまた、負担の公平性の確保ということに鑑み、利用者である町民の方々に一部ご負担いただきたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

今回の使用料見直しによりまして、類似した施設につきましては全庁的に統一をさせていただきます。公共施設使用料の改定に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に、丁寧な説明と周知を図っていく所存であります。

審査日 平成28年12月13日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦

岩永政則 山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長、山口地域安全課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

議案第85号：県内の自治体で、町民の施設使用料を無料としているのは本町のみであり、町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半分にするもの。 (約53万円の増収)

議案第86号：町民の施設使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し、町民の使用料を現行の町外者使用料の約半分にするもの。 (約64万円の増収)

【主な質疑】

質疑：地域安全課所管だけでなく全般的に言えることだが、改正にかかる周知徹底を図る必要があるがどうするのか。

答弁：来年4月1日施行なので、議決が得られれば、3カ月間で広報、ホームページをはじめ、

各種会合や施設利用団体への説明会などで周知を徹底したい。また、公民館等の関係職員に対しても利用者への周知を図ってもらう。

質疑：町民は無料であったことから各種団体からも徴収する必要がなかったが、改正により今の減免規定のままで良いのか。

答弁：減免対象の社会教育関係団体は、「長与町地域公民館連絡協議会」「長与町婦人団体連絡協議会」「長与町青少年育成連絡協議会」「長与町子供会育成連絡協議会」「長与町PTA連合会」がある。

社会福祉団体は、「長与町社会福祉協議会」「長与町障害者福祉協会」「長与町老人クラブ連合会」がある。

質疑：コミュニティの総会は無料で、内部の色々な活動は有料とのことだが、実際、現場で使用する団体が困らないような形にすべきと思うがどうか。

答弁：例えばバレーボール大会をするとき、各チームで練習をする場合は徴収する。但し、ふれあいセンター、南交流センター、各公民館ともコミュニティの事務局が入っており拠点であることから、活動につながる会議や部会は100%減免と考えている。

質疑：まちづくりの基本はコミュニティだというのに、そこに足を遠のさせるような効果を生んでしまう。どう思うか。

答弁：コミュニティや団体は大切にしたい思いは同じである。各施設も老朽化している。行政改革大綱の中でも「財政の健全化や安定した行政サービスの提供のために、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る」としている。ご理解願いたい。

主な質疑は以上のとおり。

議案第85号、議案第86号については、慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

〈契約管財課所管〉

議案第87号 長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成28年12月13日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長、井川契約管財課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

町民の使用も有料化するため、町民と町民以外に区分し使用料を定めるもの。また、別表の使用の単位を1時間単位から1日単位に改めるもの。 (約7万円の増収)

【主な質疑】

質疑：現在の1時間210円を1日540円とした場合、使用料収入は減るのではないか。

答弁：ここ数年、使用されるのは町内の団体で、27年度の使用料収入はゼロであった。この改正により使用料は増えると思う。

質疑：展示を主催する方々は、利益を求めているわけではない。それが使用料を払って住民には無料で見せることになる。かなり利用が減るのではないか。

答弁：予想はしにくいですが、昨年の実績の中では押し花ギャラリー、三彩写真会など団体で展示されている。お金を出し合って借りてもらえると考えている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第89号 平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）

審査日	平成28年12月14日～16日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長、久保平企画財政部長、谷本会計管理者、久松住民福祉部長 谷本健康福祉部長、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、 帯田教育次長、その他各課長及び関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ621,778千円を追加し、補正後の総額を13,055,542千円とするもの。

○歳入の主なもの

9款「地方交付税」は、普通交付税の未計上分63,485千円を計上。

13款「国庫支出金」は、1項国庫負担金が障害者自立支援給付費負担金などに69,189千円、保育所運営費負担金57,677千円など合計126,866千円を計上。

2項国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業補助金などに113,578千円を、保育所等整備交付金などに17,000千円を計上。

14款「県支出金」は、1項県負担金が障害者自立支援給付費負担金などに31,716千円を、保育所運営費負担金49,783千円など合計81,499千円を計上。

17款「繰越金」は、財源調整のため142,709千円を計上。

20款「町債」は、土地区画整理事業充当起債が70,000千円、防災行政無線デジタル化事業充当起債が2,900千円を計上。

○歳出の主なもの

2款「総務費」は、1項総務管理費が例規整備支援業務委託料に756千円、共済費が15,136千円の減額、2項徴税費が時間外勤務手当に3,600千円など合計3,429千円を計上。

3款「民生費」は、1項社会福祉費では障害者福祉費の扶助費に134,711千円、2項児童福祉費では保育園運営費補助金180,000千円など合計486,808千円を計上。

4款「衛生費」は、健康診査委託料3,800千円、ごみ収集委託料3,621千円、し尿収集委託料に2,025千円など合計20,857千円を計上。

8款「土木費」は、2項道路橋りょう費は町道等維持補修工事費に10,000千円、5項都市計画費で長与町土地区画整理事業特別会計繰出金70,285千円、6項住宅費では町営住宅補修工事費などに4,300千円など合計97,078千円を計上。

「地方債補正」は、土地区画整理事業の限度額を70,000千円増額し、限度額を288,300千円に、消防施設整備事業の限度額を2,900千円増額し、限度額を364,700千円に変更するもの。

【人件費に関する主なもの】

①特別職の補正は、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて、期末手当0.1カ月分731千円の増額補正。

②一般職の補正は、給料が686千円の増、職員手当が24,111千円の増となり、合計で

24, 797千円の増額補正。

人事院勧告及び人事異動に伴うもので、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当が増額。通勤手当及び住居手当が減額となっている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

総務課

質疑：時間外勤務手当が増額補正されているが、どの部門がどういう理由で増えるのか。

答弁：税務課の360万円が一番多くなっている。確定申告にかかるものだが、申告の対象者が増えており、例年の体制で臨む予定である。

質疑：例規整備支援業務委託料は、例規集の整備、差し替えまでの業務にかかる費用か。

答弁：平成29年7月から国及び地方公共団体間の特定個人情報連携が始まる。このため、組織体制及び手順書等の整備、職員研修の実施、入退室管理の徹底など個人情報の適正な管理、アクセス制限や権限の管理など、情報システムの技術的な監視などを含め、例規の整備を検討していく。

契約管財課

質疑：庁舎駐車場整備委託料は例年のことであるが、当初予算に計上しなかった理由は何か。

答弁：例年当初予算に計上していたが、見積書等を取った時点で労務単価がつかめていないとのことで見送っていた。

質疑：確定申告と3月定例議会が重なり混雑する。議会事務局からもマイカー自粛要請がある。申告に向けて対策を検討しているのか。

答弁：非常勤・パート職員が駐車するケースがあったので、町営駐車場の利用を依頼している。

地域安全課

質疑：コミュニティ助成事業が不採択となったが、発電機付き投光器は不採択なら購入しなくても良い程度のものであったのか。

答弁：夜間の出勤などのため、本部分団用に可動式投光器の購入を予定していたが不採択となって減額補正した。しかし、来年度の補助金申し込みは既に行っている。

質疑：防災行政無線デジタル化整備工事の進捗状況はどうか。聞こえない等の苦情もあるとのことだが、本当に機能が発揮できるのか。

答弁：屋外拡声子局の工事は完了し、戸別受信機の取り付けが少し残っている。庁舎の工事が残っていて、防災メールの発信、SNS関係、防災情報のホームページ連携など、複数メディアシステムの構築を進めている。来年1月末にはシステムは完成するが、住民向けの本格的な運用は3月末を予定している。

政策企画課

質疑：交付金を活用した移住サポートセンターの設置場所等の具体的内容、本町に関する相談件数及び実績はどうか。

答弁：28年4月に県庁と東京会館ふるさと回帰支援センターに開設している。長崎センターには職業支援員2名、相談員が2名、東京には相談員が1名配置され、今年度中に1名増員の予定。本町関係は移住の相談が3件で、うち1世帯4名が実際に移住されたと聞いている。

る。

税務課

質疑：団塊の世代の定年退職で、確定申告者が増えてくると思われる。事務量の増加で体制整備が必要ではないか。

答弁：現状は、18時半ぐらいまで申告者を待たせながら相談を受けている。税務課全体で横断的な応援体制づくりと、税務課経験職員の応援を得ながら対応している。今後は動向を見ながら対処していきたい。

住民環境課

質疑：時間外勤務手当の中で、アプリの開発等の説明があったが、開発は委託ではなく職員が担当しているのか。

答弁：ごみ分別のカレンダーについては、業者が行政支援としてスポンサーを募り、そのスポンサー料で分別のカレンダーを作っている。この中で、アプリの話も出ているが、開発ではなく、町の要望等のすり合わせの協議に参加している。

質疑：分別看板設置委託料の45万円は、替える必要のない看板まで替えるための予算ではないか。設置料まで町が負担しなければならないのか。

答弁：今回、分別の内容について、新しい取組事項等を掲載する必要があり、これらを加味して2年契約の縛りと広告内容の刷新の2つの面から予算化している。

福祉課

質疑：障害児の通所支援事業が1カ所から3カ所になったとの説明だが、増えた理由は何か。

答弁：今まで通所ができなかった待機児童が、事業所が2カ所も増えたことから通所サービスを利用するようになった。

質疑：子育て世帯臨時特例給付金等の申請状況と申請されなかった人は何人ぐらいいたのか。

答弁：臨時福祉給付金は、対象者が6,720人を想定していたが、うち未申請者が1,547人。臨時世帯給付金は対象人数を6,400人、未申請者は24人となっている。

子ども政策課

質疑：児童福祉費補助金が、資材費の高騰により増額されたとのことだが、内容は何か。

答弁：保育所等整備交付金で、めぐみ保育園の建て替えをしているが、工事にかかる資材高騰分として2.2%増額交付されたもの。

質疑：ひかり、わかば保育園は、追加の形で補助金の申請だったと思うが、これ以外にも申請はあったのか。

答弁：現在、もう1園と協議をしているが、まだ協議が整っていない。協議が整った分はすべて申請している。

健康保険課

質疑：事務量の増加により時間外勤務手当が増額されているが、残業の実態はどうなっているか。

答弁：残業は1人当たり平均で4月が41時間、5月が45時間、6月が46時間、7月が43時間、8月及び9月は30時間台の前半で推移している。

質疑：過重な労働状況だが、解消の方向に向かうのか、この状況が続くのか。

答弁：残業が多かったことから、11月から1人増員してもらった。

介護保険課

質疑：職員が3人減で給料は約400万円の減だが、時間外勤務手当は175万円程度増加して

いる。この要因は何か。

答弁：ねんりんピック係3人が減となったが、うち2人は併任辞令でねんりんの仕事をし、超過勤務の対象として支出することになる。

土木管理課

質疑：危険箇所が90カ所、うち60カ所は早急に補修したいと言われたが、この調査では毎年この程度の数字が上がってくるのか。

答弁：危険箇所の数字は今年度のみのもので、PTA、コミュニティ、民生委員からの指摘によるもの。その他、自治会等からのものもある。

質疑：長寿命化工事に合わせて補助事業とならない工事をすることだが、後日工事をする場合と比較して、どの程度経費の削減になるのか。

答弁：概算であるが、足場代約90万円がコストカットできる見込みである。

都市計画課

質疑：吉無田三根線の都市計画道路地元負担金600万円の内容は何か。

答弁：吉無田三根線の6,000万円の増額補正を県が行うもので、事業費の10%が地元負担となる。工事箇所はニュータウン裏口の約80メートルの地点から、本川内に向かって約140メートルの区間を工事する予定である。

質疑：高田南土地区画整理事業は、国の補正内示により繰出金が計上されたが、年度内の工事は望めないのではないか。

答弁：12月の補正であり、2億円の工事を年度内の実施することは難しいことから、3月までに繰り越しの手続きを行うことになると思う。

教育総務課

質疑：洗切小学校体育館のステージ上からの雨漏りで天井板が落ちたと聞く。卒業式、入学式を控えている。どう対応するのか。

答弁：今回の補正で計上している。

生涯学習課

質疑：長与小学校グラウンドの防球ネット工事は、体育施設使用であれば、大人の基準に合わせておくべきではなかったのか。当初計画と今回工事分とのコストの試算はしたのか。

答弁：当初との比較はしていない。今回は防球ネットを継ぎ足した工事費を計上している。

会計課

質疑：加算式計算機は、かなり前から使用できない状況だったのか。

答弁：1台は窓口用で、2カ月くらい前に作動しなくなった。もう1台は2年位前から調子が悪かった。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。